

御杖村議会傍聴規則の一部を改正する議会規則

御杖村議会傍聴規則(平成 29 年御杖村議会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「傍聴席の」を「一般席の傍聴人の」に改める。

第 4 条中「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に改める。

第 5 条第 3 項中「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に改め、同条第 5 項中「傍聴人が」を「傍聴券の交付を受けた者が傍聴席に」に改め、同条第 6 項中「傍聴人」を「傍聴券の交付を受けた者」に改める。

第 7 条第 1 項第 1 号中「銃器」の次に「、刃物」を加え、「人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす」を「他人に危害を加える」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

- (2) ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第 7 条第 1 項第 3 号から第 6 号までを削り、同項第 7 号を同項第 3 号とし、同項第 8 号を削り、同項第 9 号中「議事を妨害する」を「会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす」に改め、同号を同項第 4 号とし、同条第 2 項中「傍聴人」を「会議を傍聴しようとする者」に、「前項第 1 号から第 5 号まで」を「前項第 1 号から第 2 号」に、「物品」を「物」に改め、同条第 4 項を削る。

第 8 条第 1 号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしない」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

- (2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第 8 条中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 写真の撮影、録音、録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をしないこと。

第 8 条第 6 号及び第 7 号を削り、同条第 8 号中「又は議事の妨害」を「会議を妨害し、又は他人の迷惑」に改め、同号を同条第 5 号とする。

第 9 条を削る。

第 10 条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第 9 条とする。

第 11 条を第 10 条とする。

様式の様式を次のように改める。

第 4 条関係

[別紙参照]

様式の様式を次のように改める。

第 5 条関係

[別紙参照]

様式及び様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。